

(農林水産委員会)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第一二七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生において、農家の届出がなされず、生きた鶏の出荷先で感染が拡大する事例が生じたほか、移動制限の対象となった畜産農家の経営に大きな影響が生じたことを踏まえ、よりの確なまん延防止が図られるようにするため、届出義務違反に関する制裁措置を強化するとともに、移動制限により影響を受けた畜産農家に対する助成措置を制度化すること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜の伝染性疾病のまん延防止に必要な措置を講じなかった者に対しては、殺処分等の対象となった家畜の所有者に交付される手当金を交付しないこととする。

二、家畜の所有者が患畜等を発見したときの届出義務に違反した場合の罰則を、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に引き上げることとする。

三、国は、都道府県が、移動制限を受けた畜産農家に対して、当該制限に起因する家畜等に係る売上げの減少額や飼料費、保管費、輸送費等を助成する場合に、その二分の一を負担することとする。

四、国は、従来から負担している都道府県の防疫事務費に加え、防護服等の衛生資材の購入費又は賃借料、家畜防疫員が自ら行った患畜等の焼却又は埋却に要した費用についても、その二分の一を負担することとする。